

一般社団法人日本パブリックアフェアーズ協会（JPAA）認定

パブリックアフェアーズプロフェッショナル制度規則

2019年2月7日施行

第1条 目的

一般社団法人日本パブリックアフェアーズ協会（以下、「本協会」）認定パブリックアフェアーズプロフェッショナル（以下、「本認定」）制度は、パブリックアフェアーズに関する十分な知識と経験を有する個人を認定することにより、日本におけるパブリックアフェアーズの概念普及、サービスの質向上を通じて、社会課題の解決と経済活性化に貢献することを目的とする。

第2条 呼称

本認定を受けた者（以下、「認定者」）は、「一般社団法人日本パブリックアフェアーズ協会認定パブリックアフェアーズプロフェッショナル」の呼称（以下、「本呼称」）を使用できる。

第3条 認定資格

本認定を申請する者（以下、「申請者」）は、次の資格を満たすことが必要である。

・第三者の依頼を受けて適切なパブリックアフェアーズ活動を行った実務経験を1年以上有していること（有償・無償の別、法人の従業員として・個人としての別を問わない。第三者には、申請者と同じ法人、団体、その他の組織に所属する者を含む。）

第4条 認定審査

1 認定審査は、本協会が行う。

2 本協会は、次の各号の点を総合的に考慮し、申請者が前条の資格を有しているかを審査する。

（1）法令を遵守し、健全な民主主義を阻害するような活動を行っていないこと。

（2）依頼に対して的確な目標、プロセスを設定した上でパブリックアフェアーズ活動を実行していること。

（3）一連のパブリックアフェアーズ活動において、社会課題の解決と経済活性化に貢献する施策が、幅広い関係者を交えたオープンな形で提言されていること。（第三者による提言活動を支援する場合を含む。）

（4）そのほか、本協会の設立趣旨及び本認定制度の趣旨に反しないこと。

第5条 申請

本認定を受けることを申請するには、次の各号に定める申請書類を本協会に提出しなければならない。

- (1) 申請書
- (2) 活動実績報告書
- (3) 誓約書
- (4) 申請者本人の名刺のスキャンデータ

第6条 認定証

- 1 本協会による審査の結果、申請者が第3条に定める資格を有していると認められる場合、本協会は申請者に対し認定証を交付する。
- 2 認定の有効期間は各年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。
- 3 各年度の途中で認定を受けた場合でも、有効期間は当該年度の3月31日までとする。
- 4 翌年度も引き続き本認定を受けようとする場合には、認定者は更新を申請しなければならない。

第7条 認定の取消し

本協会は、以下の各号に該当すると判断する場合には、本認定を取り消すことができる。

- (1) 認定者が本認定制度の趣旨に反する行為を行ったと認められた場合
- (2) 申請関連書類に虚偽の記載があったことが判明した場合
- (3) 認定者が更新申請をしなかった場合
- (4) 認定者が認定を辞退した場合
- (5) 認定者が当協会の定める期日までに所定の認定料を支払わなかった場合

第8条 免責事項

- 1 認定者は、本呼称の使用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとする。
- 2 認定者による本呼称の利用に関連し他の認定者又は第三者に対して損害を与えたものとして、当協会に対して何らかの請求がなされ又は訴訟が提起された場合、当該認定者は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、当協会は当協会の故意又は重大な過失による場合を除き、いかなる理由によっても、一切の責任および損害賠償義務を負わない。
- 3 前項に掲げる場合に、当該請求又は訴訟によって当協会が損害（訴訟費用、弁護士費用を含む）を負った際は、当該認定者はその一切を補償するものとする。

第9条 改定

この規則は当協会理事会の議決により、理事の承認を受けなければ変更することができない。

第10条 補則

- 1 この規則は2019年2月7日より施行する。

2 認定料は20,000円（消費税別）とする。